

— 2022 年度 助成事業 募集要項 —

一般財団法人 齋藤茂昭記念財団では、障害者、発達障害、LGBTQ を初めとする社会的マイノリティの能力発揮と QOL¹ (クオリティ・オブ・ライフ) の向上に関する活動に対する支援、並びに医薬の進歩、発展及びヘルスケアの増進に関する活動に対する支援のため、以下のような事業に対して助成を行います。

- 社会的マイノリティの方が社会で活躍できるよう、特別な取り組みをしている、個人及び団体。
- 社会的マイノリティの QOL に資する、前例のない挑戦的な取り組みや革新的な取り組みをしている、個人および団体。
- 社会的マイノリティに対し積極的に就労の機会を与える活動をしている、個人および団体。

1. 助成対象

I. 対象事業

- (1) 社会的マイノリティ (障害者・発達障害・LGBTQ 等) に対する経済的、精神的、社会的自立を支援する為の先進的、革新的な取り組み
- (2) 社会的マイノリティの権利と尊厳に関する環境整備と啓発活動
- (3) 社会的マイノリティへの理解を広げる為の講演会、交流会、メールマガジン等の活動

II. 対象事業の要件

- (1) 2023 年 1 月 1 日以降に開始し、2023 年 12 月末日までに完了する活動及び事業を原則とする。
- (2) 助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる経費とし、給与等の間接的な経費は除く。
ただし、活動の為に直接雇い入れた者に係る経費は、この限りではない。
- (3) 施設の改修、補修及び整備等に係わる事業については、助成対象外とする。

III. 助成先及び条件

- (1) 団体および個人
- (2) 対象地域は全国
- (3) 反社会的勢力、活動が政治、思想、宗教などの目的に偏る団体及び個人ではないこと
- (4) 前年度において、当財団の助成金交付対象となった団体及び個人ではないこと

2. 助成金

I. 助成金額

- (1) 1 件(1 団体) 当たりの上限額は 100 万円
- (2) 助成金総額は 400 万円

¹ QOL とは、クオリティ・オブ・ライフの略称で、「生活の質」「人生の質」「生命の質」という意味で、いかに自分らしい生活をするかといった点に着目し、その質を高めることです。

II. 助成金の交付

- (1) 助成金の交付 : 2023 年 1 月以降
- (2) 助成決定後、「助成金交付申請書」他必要書類提出後、銀行振込にて送金致します。

3. 選考

I. 選考方法

採否については、当財団選考委員会にて審査・選考を行い、当財団理事会で決定致します。

II. スケジュール

- (1) 助成金申請の受付 : 2022 年 8 月 1 日(月) ~ 2022 年 10 月 31 日(月)
- (2) 助成金申請の審査・選考 : 2022 年 11 月 ~ 12 月
- (3) 選考結果の通知 : 2022 年 12 月

III. 選考結果

- (1) 選考結果について、申請頂いた全ての代表者様宛に文書で通知いたします。
- (2) 選考結果の理由についてのお問い合わせには、一切回答致しかねますのでご了承下さい。
- (3) 助成金申請書/誓約書及び提出書類は採否に関わらず一切返却いたしません。

4. 申請方法

I. 「助成金申請書/誓約書」(<https://www.saito-foundation.jp/apply/>) を当財団 WEB サイトからダウンロードして、以下「II. 提出書類」の書類とともに、次のいずれかの方法で送付、申請して下さい。

(1) 郵送で申請される場合の送付先

〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町 4-544-4 株式会社エイジス 内
一般財団法人 齋藤茂昭記念財団 事務局宛

(2) WEB で申請される場合の WEB 申請方法

当財団 WEB サイト“助成金申請フォーム”より、全ての必要書類を ZIP ファイルで添付の後、送信して下さい。<https://www.saito-foundation.jp/apply/>

- ZIP ファイルは 1 度に最大 5MB まで添付が可能です。
- ZIP ファイルが 5MB を越える場合は、添付書類を数回に分けて送信して下さい。

II. 提出書類

(1) 団体の方

- ①助成金申請書
- ②定款もしくは会則等
- ③役員一覧名簿
- ④本年度の事業計画及び収支予算書
- ⑤前年度の事業報告書及び決算書
- ⑥誓約書

- ⑦助成を希望する事業の根拠となる予算書(見積書)
- ⑧貴団体において、革新的・先進的・独自性があると考えられる取り組みをされている場合は、その内容を自由書式にてご提出下さい。
- ⑨その他(パンフレット等)

(2) 個人の方

- ①助成金申請書
- ②本年度の活動計画及び予算書
- ③前年度の活動報告書及び決算書
- ④誓約書
- ⑤助成を希望する事業の根拠となる予算書(見積書)
- ⑥申請者が革新的・先進的・独自性があると考えられる取り組みをされている場合は、その内容を自由書式にてご提出下さい。
- ⑦その他(パンフレット等)

5. 活動報告及び収支報告

- I. 助成金の交付を受けた団体(個人)は、当該助成事業が終了後 2 週間以内に「活動報告書」及び「活動費記録(収支結果)」を提出して頂きます。
- II. 「活動費記録(収支結果)」には、領収書及び受領書など関係書類の写しを添付して頂きます。

6. 助成事業の公開

助成金の交付を受けて実施した活動及び事業の全部または一部について、当財団 WEB サイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承下さい。

7. 注意事項

- I. 申請は 1 団体(1 個人)につき 1 案件に限ります。
- II. 助成金を目的外に用途することを禁止致します。
(なお、助成金の使用に関わる全ての責任は、代表者様に負っていただきます)
- III. 申請書類に不備の無い様、事前に十分にご確認の上申請して下さい。
- IV. 助成金申請書をお預かりした後、申請書類の内容や助成事業に対してお問い合わせをさせて頂く場合があります。
- V. 同一事業に対する助成金を併願して、他の団体より助成先として採択された場合、助成活動の内容を勘案し、助成金の交付停止もしくは減額する場合があります。
- VI. 助成金の交付を受けた後、当該助成事業の内容に関し、重要な変更を行う場合は、「変更報告書(当財団フォーム)」を提出し、当財団理事長の承認を得ることとします。
- VII. 申請内容に虚偽の記載が判明した場合、助成の決定を取り消すと同時に、助成金を返還して頂きます。